

和解契約書に調印

水俣病患者代表とチッソ会社は

二十七日午後一時四十五分、厚生省で補償処理委立ち会いのもとに水俣病補償に関する和解契約書に調印した。この和解契約で新たな補償を受けることになった者は、全患者百十六人中七十五人（うち

死亡者二十七人）。

和解契約の内容は①死亡者には死亡の時期、年齢、障害に応じて八段階に分け、百七十万円―四百万円の一時金を遺族に支払う（ただし、これまでに支払われた弔慰金は差し引く）②生存患者に対し

てはそれぞれ四段階の年齢区分と障害等級に従い、昨年四月にさかのぼり十七万円―三十八万円の年金を支給する③このほか生存者には八十万円―二百万円の一時金や今後短期間に死亡した場合、その時期に応じて一定期間支給を続け

る継続年金や葬祭料十万円、さらに公害救済医療法による医療費や介護手当て相当分を別途支払う―など、処理委のあっせんで同日午前妥結した内容を具体化したものである。